

(表)

火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為の届出書

		年 月 日
夷隅郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様		届出者 住 所 氏 名 電 話
夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例第45条第1号の規定により火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為を届け出ます。		
焼却禁止の 例外区分	1 国又は地方公共団体の廃棄物の焼却 2 震災、風水害、火災、凍霜害等の廃棄物 3 風俗習慣上又は宗教上の廃棄物 4 農業、林業又は漁業の廃棄物 5 焚き火その他日常生活の廃棄物	
目 的		
行 為	日 時	月 日 時 分頃から 月 日 時 分頃まで
	焼却実施 場 所	
	責 任 者 住所・氏名	連絡先
	焼却物の 種 類、 数 量 等	
そ の 他		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 本届出は、火災予防上の届出であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づく禁止行為を解除するものではない。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 記入にあつては、裏面の注意事項を参照すること。

(裏)

注 意 事 項

- 1 焼却禁止の例外区分には、該当する番号に○印を記入すること。
なお、焼却禁止の例外区分に該当する行為は、次の行為をいう。
 - (1) 「国又は地方公共団体の廃棄物の焼却」とは、国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (2) 「震災、風水害、火災、凍霜害等の廃棄物」とは、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (3) 「風俗習慣上又は宗教上の廃棄物」とは、風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (4) 「農業、林業又は漁業の廃棄物」とは、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - (5) 「焚き火その他日常生活の廃棄物」とは、焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- 2 その他の欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 3 実施場所の案内図等を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
焼却にあたっての遵守事項
 - (1) 実施に際しては、周囲の可燃物等から十分安全な距離をおいて行うこと。
 - (2) 水道水、水バケツ、消火器等の消火用具を備えること。
 - (3) 焼却する場合は、少量ずつ焼却すること。
 - (4) 気象条件、燃焼状況に対応できるよう責任ある者を常時監視人として配置すること。
 - (5) 強風時等において、少しでも火災の発生する危険があると考えられる場合には中止すること。
 - (6) 焼却が終了したときは、放置せず必ず残火処理をすること。
 - (7) その他必要な措置を講ずること。